

第3章 応急対策

1 避難所の開設

(1) 避難所開設の決定

原則、市長が避難所開設の要否を判断しますが、市長不在の場合も想定し、状況に応じて最も早く対応・判断できる者（防災責任者、施設管理者、自主防災組織代表等）が応急的に避難所を開設します。

- ① 災害発生のおそれがあるとき（避難準備情報、避難勧告・指示を公表したとき等）
 - ・ 災害発生を想定して安全が確保できる避難所を選定し、避難誘導するとともに、管理責任者を避難所に派遣して開設します。
- ② 勤務時間内に突発的な災害が発生したとき
 - ・ 施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、管理責任者を派遣します。
- ③ 勤務時間外に突発的な災害が発生したとき
 - ・ 管理責任者が避難所に参集し、施設管理者と協議して避難所を開設します。
 - ・ 早急な開設が必要な時は、施設管理者又は自主防災組織代表等が応急的に開設できるようにします。

(2) 避難者の安全確保

避難者の安全確保のため、原則として次の状況を確認した上で避難所を開設します。

- ① 避難所の施設の被害
 - 施設の安全性を応急的に判断するとともに、出来るだけ早く建築物応急危険度判定調査を行います。
- ② 避難所周辺の二次災害のおそれ
 - 火災や土砂災害等の危険性がないことを確認します。

(3) 避難所の追加指定等

① 避難所の追加指定

大規模災害で避難所が不足する場合、市は施設管理者の了解を得て避難所を追加指定します。

また、住民が指定避難所以外の施設に避難し、救援を求めた場合、まず指定避難所へ誘導することを原則としますが、指定避難所の収容スペースが不足しており、指定避難所以外の施設管理者の了解を得た場合は、当該施設を避難所として追加指定します。

- ・ 追加指定した避難所は、原則として事前指定の避難所と同様に管理・運営します。
- ・ むやみに避難所数を拡大することは、派遣職員の確保や災害支援物資の配達能力等の問題があり、かえって避難所運営全体の支障になることがあります。したがって、それらの問題解決の段取りを整えながら、逐次避難所ネットワークとして拡大を図ります。
- ・ 避難所を追加指定した場合、派遣職員の不足が予想されるため、市は施設管理者に協力を求めるとともに、県や近隣市町村等に補助要員等の派遣を速やかに要請します。

② 多様な生活の場の提供

被災者の状況に応じた多様な避難所や生活の場の提供に努めます。

- ・ 必要に応じて、被災者の生活の場の確保対策として、ホームステイや公営住宅等へのあっせん等を県や関係団体等と連携して実施します。
- ・ 特に要配慮者については、宿泊施設や福祉施設への収容等に配慮が必要です。

(4) 被災地外での避難所開設

市内の避難所だけで避難者を収容できず、また収容することが適切でない場合、県や近隣市町村等と調整しながら市外において避難所を開設します。

2 避難所の開設期間

(1) 開設期間の原則

災害救助法で定める日数（7日間）が基本となり、可能な限り短期間とすることが前提ですが、大規模災害にあつては被害状況や住宅の修理状況及び仮設住宅の建設状況等も勘案しなければならず、開設期間の延長にも柔軟な対応が必要です。

- ・ 災害救助法が適用された場合、7日間を超えて開設期間を延長する場合、県への協議が必要です。
- ・ 避難所の開設期間は、被災家屋の修繕や応急仮設住宅の供与等の住まいの確保及び電気・ガス・水道等のライフラインの復旧の時期と密接に関連しますので、これらの対策を早急に進めることが必要です。

(2) 開設期間の長期化

開設期間が長期化する場合、被災者の住まいの確保状況や避難所からの退去状況等を踏まえ、避難者や住民の理解を得ながら、統廃合により避難所の集約を進めます。この場合、民間施設、臨時指定施設の廃止を優先するとともに、学校運営への影響を考慮し、出来る限り学校以外の公共施設に集約することを原則にします。

3 避難所担当職員の配置と役割

(1) 初動対応

原則、避難所開設時には直ちに各避難所に担当職員2名以上（1名は管理責任者とする。）を派遣し、各避難所の開設、管理・運営に当たさせます。大規模災害当初には、避難所に派遣する職員を確保できない場合が予想されますので、学校の教職員など施設管理者や住民の協力を得て初動対応を図ります。

- ・ 避難所開設当初には避難者の組織化は困難ですが、避難者から協力者を募り、業務を手分けしてもらいます。それを糸口として、可能な限り速やかな避難所運営委員会の組織化を図り、切れ目ない円滑な避難所運営に努めます。
- ・ その後、施設管理者等と協力しながら、避難者で組織された運営組織による自主的な運営が行われるよう働きかけます。
- ・ 避難所開設後、当面は24時間対応が必要な場合も想定できることから、市は避難所担当職員の交代要員を確保し、開設当初から適切なローテーションを確立するよう努めます。大規模災害で交代要員の確保が困難な場合は県を通じて他自治体に応援職員の派遣を要請します。また、担当職員の健康管理にも配慮します。
- ・ 避難所の運営には、男女双方の視点からの対応が必要です。そのため避難所運営委員会に必ず二人以上の女性役員を指名して参画してもらいます。

(2) 避難所担当職員の役割

避難所担当職員は、関係者の協力を得ながら、主に次の表の対応を行います。

《避難所担当職員の主な役割》

事項	開設時	～3日～1週間	～2週間～3ヶ月
①避難者の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設事務 ・ 避難所・周辺の被害状況把握 ・ 避難者への呼びかけ（安心して指示に従って欲しい旨等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市災害対策本部からの情報提供（被害状況、対策方針、対策実施状況、ライフラインや交通機関等の復旧見込み等の把握） ・ 衛生環境の維持（関係機関と連携） ・ 健康対策（関係機関と連携） 	
②要配慮者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者への避難所等の優先割当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者への物資等の優先提供、福祉避難所等への移送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所内外へ公平な物資等の提供

③避難者の情報管理・連絡調整・避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の個人情報管理(名簿作成) ・在宅被災者の個人情報管理 ・避難者ニーズの把握と災害対策本部への伝達 ・災害対策本部、施設管理者、関係機関等との調整 ・報道機関への対応 (以降も継続実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受入れ等の調整 ・避難者に組織化の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難スペース統廃合に関する調整 ・ボランティア受入れ等に関する調整 ・避難者間トラブル等への対応
----------------------	---	--	---

4 避難者・避難所の情報管理

(1) 災害発生直後の対応

大規模災害時には、避難所における情報の収集・伝達手段が限定されるほか、対応できる要員が少ないことが想定されることから、特に発生直後は必要最小限の情報に限定して、収集・伝達・集約を行います。

(2) タイムリーな情報収集・伝達

災害発生後の時間経過に伴い、必要とする情報が変化するため、タイムリーな情報の収集・伝達に留意します。

《時系列による必要となる情報の例》

時系列	収集する避難所の情報	避難所に伝達する情報
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設指示
～ 3 日程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者情報 避難者数、要給食者数、要配慮者の情報 安否情報確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報 ・救援対策の実施方針・内容 ・ライフライン等の復旧状況
～ 1 週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・各避難所のニーズ ・避難者の被災状況 ・避難者の生活再建、住まい確保の見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援対策の実施内容 ・生活再建支援策、住まい確保対策の実施方針
～ 2 週		<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建支援策、住まい確保

間程度		対策の実施内容
～ 3 ヶ 月程度	・ 避難者個別の事情	・ 個別相談

(3) 情報伝達手段・ルートの確認

避難所と市災害対策本部との間の情報伝達手段・ルートを確認します。

- ・ 一般電話、携帯電話等は、災害直後は機能しない場合が多いことを念頭に置き、手段・ルートを確認しておく必要があります。
- ・ 無線が使える場合は活用しますが、使用できない場合は、自転車等で伝令を走らせる等により伝達します。（各地域の拠点的な施設だけでも無線を確保し、情報の中継点とする等の運用方法も考慮する必要があります。）
- ・ 専用の臨時電話やファクシミリ、パソコン等の情報伝達機器の設置も必要です。

(4) 情報の整理・更新

- ・ 避難者・避難所のデータは、被災者の救援対策や生活再建支援等の基礎データとして活用するため、常に更新し、具体的な対策を実施する際に最新データとして利用できる状態に整理しておく必要があります。
- ・ 災害直後は、どの避難所に何人の避難者がおり、何食の食事が必要かといった情報が優先されますが、時間の経過とともに、避難者個人の情報が重要となってきます。個人毎に大量のデータを処理するため、情報項目に優先順位を付け、段階ごとに必要最小限のデータを迅速に報告できる仕組みが必要です。
- ・ 個人情報保護、特にパソコン等による取り扱いには十分な配慮が必要です。

(5) 避難者の情報収集・伝達手段の確保

災害直後は施設の被害で一時的に電話・携帯電話が通じにくくなることが予想されるため、避難者個々の情報収集・伝達手段として、テレビ・ラジオ・パソコン（インターネット接続）等の情報機器や臨時の公衆電話等を避難所に設置することが必要です。

(6) 避難者数等の予測

- ・ 市災害対策本部では、各避難所から収集した情報に基づいて、その後の避難者の動向や避難者数の推移を予測しながら、的確に対策を実施することが求められます。
- ・ 大規模災害時には、避難所に入所する避難者は2・3日後にピークを迎える例（余震の状況、余震への不安、二次災害のおそれによる避難勧告・指示などによる）もあることから、災害発生から3日間頃までの対策が特に重要

と考えております。

- ・ 交通が遮断された被災地中心部では、食料等を求める在宅の被災者はその後も増え、1週間目頃に避難所に頼る被災者の数がピークとなることも予想されます。

5 要配慮者への対応

(1) 要配慮者への対応

避難者の中で、特に高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者は、心身の状態によっては避難所生活への順応が難しく、体調を崩しやすいことから、十分な配慮のもとにきめ細かな対応が必要となります。

(2) 必要なサービスの把握

高齢者・障がい者等は、保健・福祉部門の職員等が同席し、健康状態、家屋・家族や援助者の状況を把握しながら名簿登録し、避難所で必要なサービス内容を把握します。

(3) 相談窓口の設置

要援護者個々のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、相談窓口を早期に設置します。必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳ボランティア、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等、特に保健・医療・福祉の相談に応じられる専門知識等を有する者の配置に努めます。

(4) 施設のユニバーサルデザインへの配慮

ユニバーサルデザインへの配慮がされていない施設の場合、早急に段差の解消、洋式仮設トイレの設置等、要配慮者への配慮に努めます。

また、状況に応じ、介護のためのスペースや車いす通行スペース、要配慮者者・介護者等が静養できるスペースの確保が必要です。

(5) 福祉施設等への一時入所・福祉避難所への収容

障がいや心身の状態に応じ、避難所生活が困難と判断される要配慮者は、直接又は県を通じて社会福祉施設等への緊急一時入所等を検討し、社会福祉施設への入所を要しない程度の避難者は、福祉避難所への収容により対応します。

(6) 対応できる人材・用具・医薬品等の確保

避難所及び福祉避難所で、要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳ボランティア等の人材の確保を図ります。また、車いす等の補装具や日常生活用品、介護用品・機器、ポータブルトイレ等も迅速に確保したうえ、必要性の高い避難者から優先的に支給・貸与できるように努めます。

医薬品は、医療活動に支障のないよう迅速に確保し、必要性のある避難者に投与されるように努めます。

(7) 食料の提供

高齢者には温かい食事・やわらかい食事等、乳幼児には粉ミルクや離乳食等、状態に応じた食料の提供に配慮します。特に、食事制限の必要な避難者や人工透析患者へは十分な配慮が必要です。

(8) 情報の提供

災害直後は、情報不足で必要以上に不安感が増すため、テレビやラジオの設置など報道機関からの情報が得られるよう配慮します。その際、要配慮者へ確実に伝達できるよう、出来るだけ文字放送対応機器や見えるラジオも準備するよう努めます。また、物資の供給場所や方法等の連絡事項等も、拡声器等の音声によるもの、掲示やビラ等の文字によるもの等様々な手段・方法を工夫することが必要です。

さらに、掲示物や配布物も要配慮者へ確実に伝達できるよう、文字を大きく表示し漢字にはルビをふったり、図やイラスト等わかりやすい表示に努めます。

(9) ボランティアとの連携

トイレへの移動や水・食料等の受け取りなどに手助けが必要な避難者のために、マンパワーが必要な場合は、ボランティアの協力を得ながら対応するよう努めます。

また、避難所生活が長期化する場合も、ボランティアの協力を得ながら継続的な見守り等を行う等の配慮が必要です。

(10) 障がい等に応じた対応

① 高齢者

- ・ 出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように、また、人の出入りや外気の流入等も考慮し、それらの影響が少ない場所の確保にも配慮します。
- ・ 自力で移動が困難な方には、杖や車いすの貸与も検討します。
- ・ 居室内の温度の変化の小さな場所を確保し、温度調整を適切に実施します。
- ・ 徘徊症状がある認知症高齢者には、周囲の人にも声をかけてもらうよう依頼します。
- ・ 体育館等床面が滑りやすい施設は、マットを敷く等、転倒防止に配慮します。

② 肢体不自由者

- ・ 出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにします。
- ・ 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意します。
- ・ 車いす等の補装具や日常生活用具は、破損・紛失等に応じて修理・支

給に努めます。

③ 視覚障がい者

- ・ 出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むようにします。
- ・ 構内放送や拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報提供に努めます。
- ・ 点訳・音訳ボランティアの配置や点字器、点字タイプライターの設置に努めます。
- ・ 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに移動できる場所に設置するか、順路にロープを張るなど、移動が楽に行えるよう配慮します。

④ 聴覚障がい者・言語障がい者

- ・ 聴覚障がい者には、広報誌や掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビ等を活用するほか、音声連絡は文字でも掲示し、手話通訳者、要約筆記者の配置にも努めます。
- ・ わかりやすい言葉を使用し、漢字にはルビをふるなどの配慮も必要です。

⑤ 盲ろう者

- ・ 障がい重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないことから、全面的に介助が必要となるため、必要に応じて介助者・通訳者の配置に努めます。
- ・ 単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮することが必要です。

⑥ 身体障がい者補助犬使用者

- ・ 周囲の理解も得ながら、出来るだけ同じ場所で生活できるよう配慮が必要です。

⑦ 内部障がい

- ・ 常時使用することが必要な医療器具（酸素ボンベ等）や医薬品を調達します。
- ・ 医療機関の協力を得ながら巡回診療を実施します。
- ・ オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（畜便袋、糞尿袋）を調達します。

⑧ 知的障がい者

- ・ 救出時に思いがけない行動をしたり、座り込んでしまうことなどが考えられます。
- ・ 周囲とコミュニケーションが十分とれずトラブルとなったり、環境変化で精神が不安定になることがあるため、間仕切りをしたり個室を用意

するなどの配慮が必要です。

また、出来る限り顔を知っている人等にそばにいてもらうようにします。

⑨ 精神障がい者

- ・ 災害時のショックやストレスは、症状悪化や再発リスクを高める可能性があることから、これらを可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応や外来診療、往診訪問援助なども必要です。
- ・ 多くは服薬によって安定しますが、病気のため生活や対人関係などに支障をきたすことも多いため、避難所での集団生活において配慮が必要です。
- ・ 心的外傷後ストレス障がい等に対する長期的な心のケア対策が必要です。
- ・ 精神障がい者の状態の早期安定を図るためには、地域のボランティア等による支援ネットワークを活用しながら、被災前の社会復帰活動でなじんでいた人間関係をいかに早く回復させるかということが重要となります。

⑩ 難病患者・人工透析患者等

- ・ 避難誘導や避難所への収容後の対応等について、県や患者団体等と事前に十分協議をしておくことが必要です。
- ・ 難病患者には、疾患に応じた医薬品の配布など、医療の確保が早急に必要です。
- ・ 人工透析患者には、早急に透析医療の確保（目安は透析の間隔である3～4日以内）が必要です。
- ・ 人工呼吸器装着者には、停電が生命に直結するため、最優先の救援が必要です。
- ・ 在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者にも早急に医療の確保が必要です。

6 水・食料・生活物資の提供

(1) 基本的な考え方

災害直後は、住民、市の備蓄での対応を基本としますが、市は可能な限り早期に必要な食料・物資等を調達し被災者に配分します。

なお、特別なニーズを必要とする要配慮者に配慮するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮が必要です。

- ・ 大規模災害時には、交通網の寸断等により、食料・生活物資等を迅速に、または十分に提供できないおそれがあることを住民に理解してもらうこと

も必要です。

- ・ 災害時には交通事情の悪化で、食料・飲料水の輸送に時間を要する場合があります、衛生面に配慮が必要です。特に夏季は食品の取扱いに十分な慎重さが求められます。

(2) 要配慮者への提供

災害直後から要援護者へ対応した食料・生活物資等の提供を開始します。

《備蓄すべき物資、要配慮者に対応した食料・生活物資等の例》

区分	一般	要配慮者
食料 水	乾パン、アルファ米等の保存食、レトルト食品、缶詰水、ペットボトル水、等	ビスケット、缶詰かゆ、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、減塩食等
生活 物資	毛布、タオル、トイレトーパーパー、ポリ袋、ポリバケツ、懐中電灯、乾電池、ビニールシート、使い捨てカイロ、生理用品、電気ポット、カセットコンロ、ストーブ、等	ほ乳瓶、紙おむつ（子供用・大人用）、等
その他	使い捨てトイレ、温度計、湿度計等	ポータブルトイレ、等

(3) 水・食料・生活物資の配布

避難所内外に関わらず、必要とする被災者に公平に提供します。

- ・ 避難者数と要給食者数の早期把握に努めます。
- ・ 在宅被災者等には、避難所で食料等を入手できることを広報車等で周知します。

(4) 栄養バランス等の考慮

可能な限り栄養バランスへの考慮や適温食の提供を行います。

- ・ 大規模災害直後は、多数の避難者への対応のため、おにぎりやパン等の必要数確保が最優先となりますが、出来る限り早期に弁当や炊き出し等に切り替えることが必要です。この場合、近隣の給食工場等は被災している可能性があり、必要な場合は県等にあっせんを要請します。
- ・ 避難の長期化に伴い、避難者の嗜好や口腔状態等も踏まえたメニューの多様化も求められますが、全ての要望にきめ細かく対応するには限界があります。そこで、避難者が自ら調理できるよう必要な炊事設備や食材を配備・提供するなど検討します。（ただし、衛生環境の安定的確保が要件です。）

- ・ 流通の回復状況に応じて、避難者が自らのし好に応じた食事を取れるよう、近隣の商店や飲食店の営業状況の情報提供等にも配慮します。
- ・ 学校の給食設備は、学校給食再開までの間において、施設管理者、教育委員会の許可が得られ、衛生環境が確保できる場合に利用を検討します。

7 生活場所の確保

- ・ 災害直後の避難所は、生命身体の保護が最優先であることから、少々の不便はやむを得ないところですが、3日ないし1週間を経過する頃からは、生活場所として、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等生活環境の改善への対策が重要となります。
- ・ 遅くとも2週間目に入る頃までに、こうした避難生活の長期化に対応した生活環境を整備し維持することが必要です。
- ・ 長期化への対応とはいえ、災害直後から生活環境確保対策を開始しなければ、適切な対応ができないことに留意する必要があります。
- ・ これら生活・居住環境の整備は、要援護者への対応を優先する必要があります。高齢者や障がい者、乳幼児等の要援護者及びその家族等のプライバシーの確保等に特に配慮が必要です。
- ・ 男女の違いにより異なったニーズがあることから、双方から要望等を聴取する等、男女双方の視点に配慮します。

《避難生活長期化への対応の具体例》

- ・ パーティションの設置
- ・ 仮設風呂・シャワーの設置（給排水に注意）
- ・ 洗濯対応施設の設置（洗濯機、乾燥機、物干場の確保）（給排水に注意）
- ・ 生活機器等の設置（テレビ、掃除機、冷蔵庫、炊事設備・用具、冷暖房設備等）（電気容量に注意）
- ・ リフレッシュ対策（イベント等）
- ・ 幼児の遊び場や児童・生徒の学習スペース等の確保

8 健康の確保

(1) 救護所の設置

- ・ 災害直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されます。そうした傷病者等には、可能な限り医療機関に対応を求めますが、救急搬送が困難な場合等、避難所での対応が求められることが考えられます。このため、応急的には避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣をす

る必要があります。

- ・ 救護所等は、災害発生後しばらくは、心身ともに不安定になりがちな避難者の健康を維持する必要から 24 時間対応を求められるため、広域の応援体制が確保されるよう、関係機関、県等と調整する必要があります。
- ・ 医師や看護師等の存在は、単に健康の確保のみならず、避難者に安心感を与えることとなるため、避難所運営の上でも大きな効果があります。

(2) 心のケア対策

初期緊急医療が落ち着きを見せる段階で、速やかに心的外傷後ストレス障がい（PTSD）や急性ストレス障がいといった心の病気へのケア対策が必要です。

- ・ 大災害による被災後 2，3 日もしくは数週間以内に、サポート体制が整っている環境下で自らの体験を語ることは、PTSD への進行防止率を高めることが示唆されています。このため、専門家による指導を受けながら対応する必要があります。市で対応できない場合、県と対応を調整します。
- ・ 応急対策に当たる市職員等も、心身共に過酷な状況にあり、「燃え尽き症候群」と呼ばれる症状が現れることがあるため、市職員等の心のケア対策にも留意します。

(3) 健康相談等の実施

市は県と連携して、健康相談や栄養相談等の保健医療サービスを提供します。

- ・ 避難所の衛生環境、避難者の健康維持を図る上で、様々な悩みを抱えた被災者があらゆる面で相談できる機会を設けたり、健康相談・栄養相談等の保健医療に関するサービスを行うことは重要な役割を果たします。
- ・ 保健所等と連携しながら、要配慮者の健康管理に対応します。

9 衛生環境の提供

(1) トイレの確保

- ・ 断水時も既設の水洗トイレを可能な限り使用できるよう、洗浄用水を確保しながら、紙を流さないことや清掃の励行といったルールを徹底します。
- ・ 平常時より多くの人を使用するため、仮設トイレを早期に設置することが必要です。仮設トイレも使用上の注意を徹底し、清掃や消毒等の指導を行いながら、有効に利用することが必要です。
- ・ 消毒液、トイレトーパー、清掃用具等も併せて確保することが必要です。

(2) ごみ処理体制の整備

- ・ 災害直後の避難所では、断水等の影響により、使い捨ての食器や容器などのごみが大量に発生します。夏季にこれらを放置すると、衛生上極めて危険

な状態となるため、これらのごみを衛生的に処理する体制の整備が必要です。

- ・ ごみは、あらかじめ必要最低限の分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ）を呼びかけます。

(3) 入浴環境の確保

可能な限り速やかに避難者の入浴環境を確保します。

- ・ ライフラインが途絶した状態で、避難者の入浴環境を確保することは、衛生上重要な課題です。必要に応じて仮設浴場・シャワー施設を避難所等に設置します。
- ・ 入浴可能な銭湯や保養施設等の協力を求めることも検討します。

(4) 感染症等の予防

- ・ 避難所は、心身のダメージを受けた被災者が、長期間同じ施設内での共同生活を余儀なくされることから、個人のみならず集団としての健康レベルの低下を招きやすい状況にあります。このため、感染症の発生・流行のおそれがあることから、衛生面での管理に特に留意する必要があります。

(5) 食品衛生対策

- ・ 食品の保管、食事の配膳・配送、炊き出し実施時等は、保健所の指導を受けながら、食品の衛生対策に十分留意することが必要です。
- ・ 消毒液の配布、手洗いの励行等を徹底するほか、特に夏期には、直ちに冷蔵保管庫等の整備等が必要です。

(6) ペットへの対応

ペットとともに避難する被災者も予測されることから、必要な対応を講じます。

- ・ 衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とします。
- ・ 災害直後は屋外又は別室で対応し、必要な場合、県や動物愛護団体等と収容保護等を調整します。

10 広報・相談対応

(1) 避難所開設等に関する広報

- ・ 避難所開設時には広報車や防災行政無線等により、自主防災組織等と連携しながら、迅速・確実に必要な情報を住民に伝達します。また、必要に応じて報道機関の協力を求めます。
- ・ 避難所開設時に広報が必要な内容は、概ね次のとおりです。
 - ① 避難勧告・指示の内容
 - ② 開設した避難所の名称・所在地、避難経路
 - ③ 避難時の注意事項

④ 在宅の被災者に対し、被災状況を把握するため、出来るだけ避難所へ申し出てほしい旨の呼びかけ

(2) 地域の情報提供の拠点としての活動

- ・ 大規模災害時には、住民が生活の維持を図る上で、きめ細かい生活や支援等に関する情報が必要ですが、交通事情の悪化や情報入手の手段が限定されることから、避難所で必要な情報を入手できるようにすることが必要です。
- ・ 市は、関係機関と連携し、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難所で次のような広報、広聴・相談活動を行います。

① 被災者向け広報掲示板の設置、広報誌の配付

② 総合的又は専門的な相談窓口、仮設住宅申込み等の手続き・受付窓口の設置等

(3) 外国人、聴覚障がい者等への対応

日本語を理解できない外国人、聴覚障がい者等とのコミュニケーションに配慮します。

- ・ 関係団体やボランティア等の協力を得て、外国語や手話の通訳者を確保します。災害直後は、各地域内で語学や手話の能力を持つ人の協力を求めることが有効です。
- ・ 掲示する文書は、できるだけ大きく太い字で表示し、漢字にはふりがなを付すなど、誰もが読みやすいものにすることが必要です。

(4) 避難者間のトラブル等への対応

- ・ 避難所は、心身共にダメージを受けた被災者が、同一施設内で長期間生活を送ることとなるため、避難者間でのトラブル等の発生が懸念されます。このため、地域住民や警察等と連携しながらトラブルの未然防止や解消に努めます。
- ・ 避難者の安全・安心の確保のため、警察、防犯隊、ボランティア団体、地域の防犯団体等と連携して、避難所及び周辺等のパトロール等を実施します。

(5) 避難者ニーズの集約・伝達

- ・ 各種相談窓口では、避難者の実状に応じた要望等が把握できることから、その内容等を速やかに市災害対策本部へ伝達し、対応を求めることが必要です。
- ・ 特別な配慮や支援が必要な要配慮者には、専門の相談窓口を設けるとともに、巡回相談を実施する等、きめ細かにニーズを把握し、出来る限り対応に努めます。
- ・ 男女ではニーズに違いがあることから、双方のニーズ把握に努めます。

11 ボランティアの受入れ

市災害対策本部は、ボランティアの受入窓口を早急に確保し、避難所等でのボランティアの需給調整等を図れるよう、ボランティアセンターの開設について、社会福祉協議会やボランティアを支援します。

- ・ ボランティアが自由に使用できるスペースの確保や、避難所や被災者から求められるボランティアの派遣・あっせんに迅速かつ的確に対応できるよう情報伝達ルートの確保等を実施します。

《災害ボランティアの活動分野及び内容の例（専門的な分野）》

活 動 分 野	活 動 内 容
ボランティア・コーディネーター	ボランティア活動の指導・調整等
救急・救助ボランティア	被災者の救急・救助活動その他避難誘導等の支援
医療ボランティア	発災後の医療活動や病院等での医療支援活動
介護ボランティア	避難所等での介護を要する要配慮者への対応、一般ボランティアへの介護指導等
手話通訳ボランティア	避難所等での聴覚障がい者の通訳
建物判定ボランティア	建物の崩壊、外壁落下等の危険度調査、建物使用の可否の判定
輸送ボランティア	要員、資機材、義援物資等の輸送

12 地域の防災拠点機能

「地域の防災拠点」として位置付けた避難所では、生活に支障を生じている全ての被災者にサービスを提供します。

- ・ 水・食料・生活物資の提供、健康の確保、衛生的な環境の提供、情報の提供・交換・収集といった機能は、在宅被災者にも、必要に応じて公平なサービス提供が必要です。

《地域の防災拠点における活動例》

事 項	活 動 内 容
水・食料・生活物資の提供	・ 在宅被災者の水・食料・生活物資の需要把握、配布及び配布等のルール作り
健康の確保	・ 巡回健康相談、医療救護班活動、健康対策物資の配布等

	の保健救護活動
衛生的な環境の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の清掃、ごみ出し、トイレ・洗面所等の使用のルール作り ・室内空気環境の管理（温度・湿度の測定、換気の実施）
情報の提供・交換・収集	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者をはじめとする在宅被災者の状況、支援ニーズ等の把握 ・広報刊行物等の配布、掲示板等による情報伝達 ・各種の生活相談等の実施 ・各種手続き等の受付
心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の心のケア対策の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯・防火パトロールの実施等

13 帰宅困難者への対応

昼間等に突発的な大規模災害や事故が発生した場合、市街地や観光地等では、交通機関や道路の不通等により、通勤・通学者や来訪者の中で、帰宅が困難となる人が多数発生すると予想されます。

(1) 緊急避難的な保護

帰宅困難者への対応は、原則として通勤・通学・来訪等の目的地である事業所等が責任を持って行うべきですが、帰宅困難者が多数駅等に滞留した場合、市もこれを緊急避難的に保護する必要があります。

- ・ 主要な駅等には多数の帰宅困難者が滞留するおそれがあるため、そのような施設がある地域では、事業所等と連携して、避難所又は一時的な休息場所を付近に確保し、情報や飲料水等を提供します。

(2) 帰宅困難者の移送

交通機関が代替輸送する場合、帰宅困難者の移送（案内・誘導等）対応を行います。

- ・ 鉄道、バス等の事業者が代替輸送する場合、事業者の実施する帰宅困難者の案内、誘導について、必要に応じて事業者等と連携しながら対応します。

14 避難所の統廃合・撤収

(1) 方針の周知

- ・ 避難所は、「ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保」ができた段階で撤収する方針であること及び撤収時期を出来るだけ早く示すことで、自立の目標を避難者に持ってもらうことが大切です。

(2) 避難スペースの集約、避難所の統廃合

避難所内の過密状況が解消された後は、各避難所内の避難スペースの集約、

地域ごとの避難所の統廃合を進めます。

- 可能な限り早期に、避難者の理解を得ながら、施設内、避難所間を統廃合します。
- 避難所となった学校は、教育再開のために教室の復旧を優先します。
- 民間施設や追加指定した公共施設等を優先的に廃止します。
- 最終集約する施設は、学校の教室以外又は学校以外の施設（体育館、文化施設等）とします。
- 統廃合には、地域のコミュニティや避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮が必要です。
- 避難者に移動を要請する場合、ボランティア等の協力を得ながら移動や荷物の運搬等の支援を実施します。

(3) 個別相談の実施

- 避難者は、個別事情、悩み等を抱えているため、個別に親身になって相談にのり、心のケア、リフレッシュ対策等も行いながら、自立を支援します。
- 自ら居住場所を確保できない避難者が長期間避難所に滞在するため、住宅確保対策が避難所の撤収に向けて極めて重要です。

このため、応急仮設住宅や公営住宅のあっせん、応急住宅修理等個別の相談を実施しながら住宅の確保を図ります。

- 災害で仕事を失い、生活の見通しが立たない避難者等も想定されることから、雇用等に関する相談等も必要です。